区のおしらせ No.418

昭和49年6月20日発行 東京都千代田区役所(九段南一丁目6番11号) 電話(264)0151(大代表) 郵便番号102

家庭婦人の水泳講習会

婦人を対象にした水泳講習会が前期(5月14日～16日)後期(5月28日～30日)の2回、区立総合体育館の温水プールで行なわれました。

講習会では、バタ足や手の動かし方の基本的な練習から始まり、色とりどりの水着がプールの水を染めていました。

わたしの一票が
あしたを開く

参院選近づく

投票時間を延長
7時から7時まで

国政を六年間任せる重要なひとを選ぶ参議院議員選挙が七月七日(日)に行なわれます。

あなたの一票は、政治を動かすことのできる大切な票です。ひとりのこらず投票するようにしましょう。

今回の参議院議員選挙に限って投票時間は午後七時までとなり、前回より一時間延長されました。

参議院議員選挙は、七月七日午前七時から午後七時までと覚えてください。

不在者投票はお早目に

どうしても七月七日の投票日に投票ができないひとには、不在者投票という制度があります。

手続きは簡単です。自分の印鑑と、入場券をお持ちになって区役所三階の選挙管理委員会においでください。

選管備えつけの宣誓書に不在理由を記入すれば、すぐに投票できます。

なお、投票日近くの不在者投票は混み合います。なるべく早目に済ませてください。

投票日には投票所を確めて

投票は指定された投票所でなければ投票できません。

投票所に行くとき、もう一度、入場券に印刷されている投票所を確めてください。

当日の投票は、はじめに東京都選出議員、つぎに全国選出議員の順です。

投票用紙には一人の候補者の氏名だけを、はっきり正しく書いてください。

選挙公報をお届けします

候補者の氏名、写真、経歴、政見などが掲載されている選挙公報をお届けします。

選挙公報配布予定月日

配布予定日は表のとおりです。もし期日に届かないときは選挙管理委員会にお知らせください。また、出張所の窓口にもあります。

月日	配布地域
6月28日(金)	第三投票区(鶴町小)の全域 第十七投票区(番町小)の全域 第二投票区(永田町小)の一部 第四投票区(九段小)の一部
6月29日(土)	第五投票区(富士見小)の全域 第四投票区(九段小)の一部 第六投票区(区役所)の一部 第七投票区(西神田小)の一部
6月30日(日)	第八投票区(錦華小)の全域 第七投票区(西神田小)の一部 第九投票区(小川小)の一部
7月1日(月)	第十五投票区(佐久間小)の全域 第十六投票区(芳林小)の全域
7月2日(火)	第十投票区(淡路小)の全域 第十一投票区(神田小)の全域 第九投票区(小川小)の一部
7月3日(水)	第十二投票区(今川中)の全域 第十三投票区(千桜小)の全域 第十四投票区(今川小)の全域
7月4日(木)	第一投票区(丸の内分室)の全域 第二投票区(永田町小)の一部 第六投票区(区役所)の一部

参議院議員選挙の問合せは千代田区選挙管理委員会事務局(☎二六四―〇一五一)まで

七月十三日に――戦没者追悼式

七月十三日(土)午後六時三十分から、千鳥ヶ渕戦没者墓苑で、「戦没者追悼式」が区主催で行なわれます。

太平洋戦争でなくなった無名戦士の霊を慰めるため、毎年行なっているもので、遺族会、区海洋少年団等が参加します。

夏の夜の夕涼みは「灯ろう流し」に
花火もプレゼント

夏の恒例行事として、千鳥ヶ渕ボート場で都会の夏の夜をいろどる納涼灯ろう流し、靖国神社境内では納涼民踊のつどいがつぎのとおり行なわれます。

涼みがてらご家族でお出かけになってはいかがでしょうか。

●納涼灯ろう流し

七月十三日(土)十四日(日)午後七時から(両日とも雨天のときは十五日)千鳥ヶ渕ボート場で行ないます。

十三日先着六〇〇名のお子さまに花火を差上げます。

●納涼民踊のつどい

七月十三日(土)から十六日(火)までの四日間、午後六時三十分から九時まで靖国神社境内で行なわれます。

だれでも知っている盆踊りですから、気軽に参加してください。

千鳥ヶ渕ボート場――七月は六時五〇分まで

七月の千鳥ヶ渕ボート場の営業時間を午後六時五〇分まで延長します。

散歩がてらに静かな水面で、涼しさを満喫してはいかがですか。

なお、乗艇券の発売は、六時二〇分までです。

●料金(三十分)

二人用五〇円　三人用六〇円

震災時の避難道路

外神田→東御苑までを指定

地震の六十九年周期説などが提言され、地震に対する関心の高まっている中で、五月九日の〝伊豆半島沖地震〟は地震災害の恐ろしさをあらためて知らされました。

東京都震災対策本部は、都内三十七ヵ所にある避難場所に通じるルート、「避難道路」を、このほど指定しました。指定基準、千代田の避難道路はつぎのとおりです。

〔避難道路の指定基準〕

・居住地と避難場所の距離が三キロメートル以上のもの

・火災による延焼の危険性が高く避難に困難なもの

千代田区の場合、各避難場所までは平均して三キロメートル未満の近い距離にありますが、避難場所までの距離の最も遠い外神田地区から皇居東御苑への避難道路が指定されました。

〔千代田区の避難道路〕

最遠地点外神田五丁目（中央通り）→須田町（靖国通り）→小川町（本郷通り）→神田橋・大手町（環状一号線）→大手門→皇居東御苑

なお、旧赤坂離宮、北の丸公園永田町・霞が関地区と皇居東御苑に近い地区は自由避難です。

避難路については普段からよく知っている道路を一番安全な方法で避難できるように、区で配布した〝地震災害に備えて〟のリーフレットなどを参考にしてよく確認しておくとともに、日頃から地震に対する備えをしておきましょう。

今年は、皇居東御苑地区を対象に防災訓練を予定しています。

商工融資の取扱店が増えました

区では中小企業経営者のひとたちが有利な条件で融資を受けられる商工融資を行なっています。

そして六月一日からは、より利用しやすくするために指定金融機関を丸の内、麹町、外神田の地区に四店舗増しました。

〔指定金融機関〕（太字は新しく指定された金融機関）

豊栄信用金庫　九段北一―二―一

大洋信用金庫　内神田三―十一―六

東京信用組合　錦町三―十七

第一相互銀行　神保町二―二一

興産信用金庫　紺屋町四十二

文化産業信用組合　神保町一―七

東京都商工信用金庫秋葉原支店

外神田一―十五―十三

神田信用金庫秋葉原支店

外神田四―七―一

第一勧業銀行麹町支店　麹町三―二

富士銀行日比谷支店　有楽町一―一

商工融資について、くわしいことは商工課商工係まで問合せてください。

国民年金のかけ金免除手続きは七月中に

病気や事故などで収入がなくなり、国民年金の保険料が納められなくなったとき、未納のままにしておくと将来年金が受けられない場合があります。

そんなとき、かけ金免除の手続きをすれば、その期間は保険料を納めなくてもよい制度があります。

●法律上免除されるひと

生活保護法による生活扶助を受けているひとと、国民年金の障害、障害福祉、母子（準母子）福祉年金を受けているひと

●申請で免除されるひと

所得のないひと、病気やケガなどで保険料を納められないひと。

ただし、この場合は七月三十一日までに印かんを持って国民年金課で手続きをしてください。

昨年度免除を受けたひとも引続いて希望するときは、あらためて手続きをしてください。

●問合せ　国民年金課適用係

第二期分の納付書

六月中に郵送

国民年金保険料第二期分（七・八・九月分）の納付書を、六月下旬に郵送します。

保険料は、銀行、信用金庫、信用組合などの金融機関か郵便局、区役所、出張所で納めてください。

また、第一期分（四・五・六月分）の保険料を納め忘れているひとも納めてください。

四月から、納付書は電子計算機で処理していますので、折ったりよごしたりしないでください。

なお、名前や住所がカタカナで打ってありますが、読違いや肩書などがぬけているときは訂正をしますので、国民年金課適用係まで連絡してください。

区内のおとしよりの生活と意識

実態調査の結果がまとまりました

区では、老人福祉対策を区の重点施策としていますが、この施策をより効果的に進める上での参考にするため、区内に居住する老人の実態を調査し、このほどその結果がまとまりました。

この調査では、六五才以上の老人だけで生活している五七二世帯を対象に個別訪問調査し、回収された四一七世帯について分析を行なったものです。

この結果、区内のひとり暮し老人が二二九人、高令者世帯が一八八世帯であること、このうち、ねたきり老人が一・九％いること、そしてこれらのおとしよりが、どんな生活環境にあり、どのようなことに生きがいを感じているか、また悩んでいるか、老人福祉対策としてどんな事を望んでいるか等のことがわかりました。

健康状態は

約七割が健康、寝たきり老人は（一・九％）

健康状態をたずねたところ、非常に健康＝二七・三％、健康＝四一・五％で、病弱な老人は三割で、とくにひとり暮しの女性の四割近くが「弱い、病気がち」と答えていました。そして床についたきりの老人が約二％いることがわかりました。

（ここでいう健康状態は、医師の診断ではなく、個人の判断によるものです。）

病気をしたら誰に世話をしてもらうか

配偶者や身内・親類の人に見てもらうのが多い（七四％）のは当然ですが、これら以外の人としては、次のとおりです。

近所の人……七・〇％
家庭奉仕員
友愛訪問員……三・四％
家政婦、お手伝い……三・八％
その他……一一・五％
誰にも頼まない……一三・四％

家族関係

一人ぐらしは五五％。約六割が子供がいても子供と別居、しかし連絡は良くとりあっている。老人ホーム希望者は約一割

対象者のうち、ひとり暮しをしている老人は五四・九％（二二九人）、高令者世帯が四五・一％（一八八世帯）であることがわかりました。

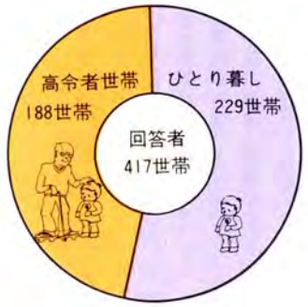

▽**子供の有無**

子供いる……五七・一％
いない……四二・七％

▽**子供との連絡**

ほとんど毎日……三二・九％
週に一～二回……二四・五％
月に一～二回……一九・一％

▽**将来の生活**

今のまま……六四・三％
子供と同居する……一八・七％
子供と近くに住む……二・二％
老人ホームに入る……九・八％
仕事……八四人
こどもの成長……五七人
宗教……四五人
趣味・娯楽……三九人
友人とのつきあい……二七人
家族とのだんらん……二四人
その他……一五人
生きがいは特にない……一一四人

▽**悩みと不安**

病気の世話……五一人
生活費……四八人
住まい……四一人
治療費……三六人
精神面でたよる人……一五人
食事の用意など……一三人
仕事がない……一〇人
人間関係……七人
話し相手……六人
毎日が退屈……三人
その他……五〇人
悩み・不安特にない……二三九人

住居と生活環境

▽**居住年数**

三〇年以上……五四・九％
二〇～三〇年……二〇・四％
二〇年未満……二四・七％

▽**居住の形態**

持家……五四・九％
借家……二二・〇％
住込み・寮……一一・三％
アパート……八・六％
その他……一三・二％

▽**部屋数**

一部屋……二七・六％
二部屋……二三・五％
三部屋……二〇・一％
四部屋……一八・八％

受けている年金の種類

年金・恩給を受けている世帯は一九五世帯（四六・八％）でしたが、その種類はつぎのとおりでした。

厚生年金……七〇世帯
老令福祉年金……六八〃
国民年金……三一〃
遺族年金……一四〃
障害福祉年金……一〃
恩給……二二世帯

調査にご協力いただきましてありがとうございました

生きがいと悩み

七割の老人は「生きがい」を持っている その対象は仕事・子供の成長・宗教など 悩みのたねは、病気のときの世話・治療費・生活費のことなど

▽**生きがい**

七割の老人が、なんらかのことに生きがいを感じており、その対象としては、職業の有無、男女別、こどもの有無によって差異がありますが、全体としては、つぎのとおりです。

・生きがい

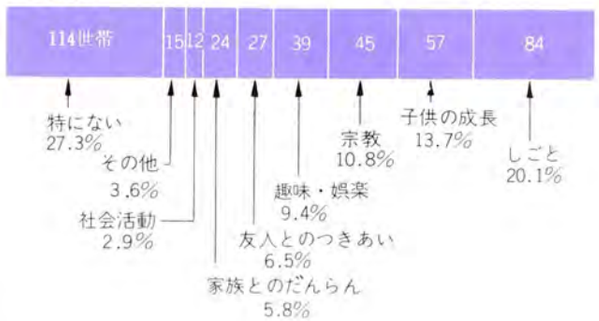

老人対策についての要望

老人対策についての要望

国や都、区の老人対策への要望としては、「年金増額」「生活費の保障」など経済的なものに要望が高いのが目立っていました。要望の内容はグラフのとおりです。

老人医療費受給者証
老人医療証

七月から新しくなります

七月一日から老人医療証が新らしくなります。（左図）

新らしい医療証は、今月中に郵送しますが、現在お手許にある医療証は、六月末日までしか使えませんのでご注意ください。

老人医療の助成される範囲は、健康保険の自己負担分ですので、健康保険で七割給付のひとは、残りの三割が助成されるわけです。

なお、本年度の所得制限額は表のとおりです。

●表の見方

例① 本人に給与収入があり、扶養親族が一人いる場合

本人の給与収入が九十万以下のときは国の〝受給者証〟、一六五万二千円以下のときは都の〝医療証〟が交付されます。

例② 本人に所得がなく、扶養されている場合

国の〝受給者証〟は扶養する義務のあるひとの所得制限がありますが、都の〝医療証〟は所得制限がありません。

●問合せ 福祉課老人福祉係

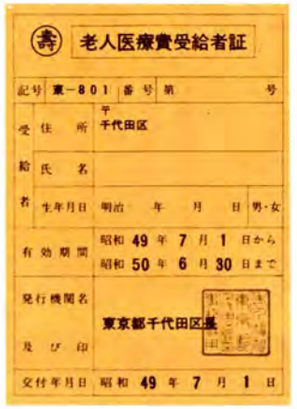

区分	扶養親族	国（受給者証）70歳以上 限度額	国（受給者証）70歳以上 収入額	都（医療証）65歳以上 限度額	都（医療証）65歳以上 収入額
本人	0人	500,000	778,000	1,004,200	1,400,000
	1	598,000	900,000	1,211,700	1,652,000
	2	753,000	1,094,000	1,366,700	1,824,000
	3	908,000	1,284,000	1,521,700	1,998,000
	4	1,063,000	1,472,000	1,676,700	2,168,104
	5	1,218,000	1,660,000	1,831,700	2,338,434
配偶者及び扶養義務者	0人	5,347,500	6,053,541	制限なし	
	1	5,555,000	6,265,000		
	2	5,710,000	6,420,000		
	3	5,865,000	6,575,000		
	4	6,020,000	6,730,000		
	5	6,175,000	6,885,000		

川をきれいに

神田川・日本橋川の水質調査

千代田区には、飯田橋から御茶の水付近を通る神田川と、水道橋で神田川から分れて流れる日本橋川の二本の川が流れています。

神田川の水源池は、遠く井の頭公園で、下流で善福寺川と妙正寺川と合流して杉並、中野、新宿、文京の各区を通り、千代田区に流れこんでいます。

区では、昭和四十六年から毎年四回の水質調査を実施していますが、本年も環境週間の行事のひとつとして、本年第一回目の調査を行ないました。

一般に、川の汚れぐあいを知るのには、水中に溶けている酸素の量をあらわす〝DO〟（溶存酸素量）と水中の好気性微生物が必要とする酸素の量をあらわす〝BOD〟（生物化学的酸素要求量）の数値を使用します。

そして、魚が生きるためには、DOは五ppm以上必要とされ、BODは五ppm以下が望ましいとされています。

調査の結果をみてみると、表の示すように、いくぶん浄化が進んでいるようです。

最近、上流区でユスリカが発生し、その対策として放流した魚が汚れの激しい下流で浮び上がるという事件があり、川の浄化対策の難かしい一面を見せています。

さて、神田川の場合、汚染の原因として下水や家庭からの雑排水の流入、ゴミの投げ捨てなどが考えられますが、特に上流地域のこれらの状況が、下流の千代田区では問題となります。

下水の流入については、大滝橋下流（文京区）で、大量の汚水が流れ込んでいたのが昨年十二月に止まったのをはじめ、下水道の普及も毎年高くなるなど、除々に改善されています。

しかし、生活排水やゴミの投げ捨ては、流域住民のみなさんの協力がなければどうすることもできません。

川をきれいにするために、みなさんの一層の協力をお願いします。

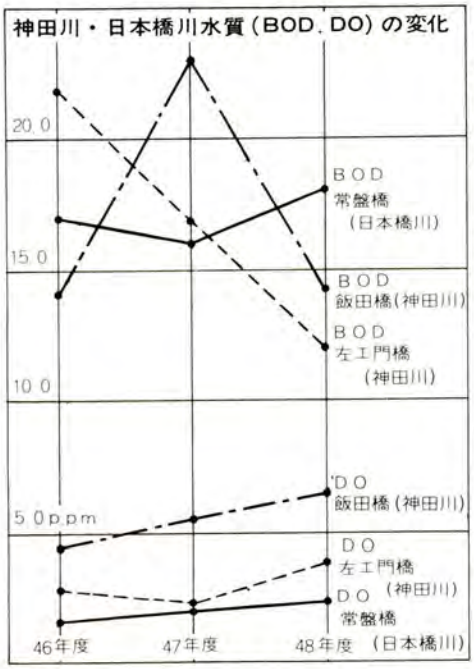

D　O：水中に溶けている酸素の量（溶存酸素量）

BOD：水中の好気性微生物が必要とする酸素の量（生物化学的酸素要求量）

魚などが生きるためには、DOは高く（5p.p.m.以上）BDOは低い（5p.p.m.以下）方が良いとされています。

休日診療7月の当番医

7日	至誠堂医院	多町2-6	251-2777
	日比谷病院	内幸町1-3-2	502-7231
14日	新井医院	鍛冶町1-4-7	254-1501
	東京警察病院	富士見2-10-41	263-1371～4
21日	赤松内科医院	鍛冶町2-2-9	256-2907
	浅井医院	麹町4-2 万力屋ビル	261-0453
28日	神田医院	鍛冶町1-8-14	252-8896
	福田医院	五番町6	261-8727

● 診療時間は午前9時から午後5時までです。

● 健康保険証は必ずお持ちください。

大気のよごれ5月の数値

○亜硫酸ガス（SO_2）区役所前…0.04p.p.m.　都庁前…0.02p.p.m.

○一酸化炭素（CO）区役所前 2.0p.p.m.　神保町交差点 9.0p.p.m.

環境基準
- 亜硫酸ガス（SO_2）→1日平均値が0.04p.p.m.以下
- 一酸化炭素（CO）→8時間平均が20p.p.m.以下

寄付

金二万円
老人福祉事業資金として
富士見一―一一―一〇
綱島　伸行殿

町会だより

内神田美土代町町会（5・11付）
新会長　吉田　実氏
内神田一―四―一三
☎二九二―八七六一
（旧会長　岡本亀太郎氏）

紺屋町町会（南部）（5・23付）
新会長・高井盛三郎氏
神田紺屋町二十一
☎二五六―二六三六
（旧会長　伊藤　重義氏）

麹町六丁目町会（5・25付）
新会長　上田鉄太郎氏
麹町六―六
☎二六一―二八三〇
（旧会長　小林要三吉氏）

外神田六丁目町会（5・30付）
新会長　小林　敬次氏
外神田六―十一―十一
☎八三一―四九三三

外神田六丁目町会長竹原三策氏は、五月二十一日逝去されました。

無料移動相談のご利用を

法律・人権の事ならなんでも

区では、法律相談を毎週水曜日（第五週は休み）、人権相談を第二火曜日に、それぞれ区民相談係で行なっていますが、より多くのみなさんに利用していただくためにあなたの街に出て、無料で相談を受ける〝法律・人権無料移動相談〟を行ないます。

法律相談は弁護士、人権相談は人権擁護委員の方が相談相手ですので、法律や人権に関することならなんでも気軽に相談してみてください。

七月十五日(月)　富士見区民会館
七月十六日(火)　万世橋区民会館
時間は午後一時から四時まで
問合せ　区民課区民相談係

美と健康に体操を

美と健康のための体操講習会が開かれます。参加は無料です。

●**とき**　七月三日(水)　五日(金)
午後六時三十分から
●**ところ**　区立総合体育館
●**講師**　安田豊野氏（総合体育館トレーニング指導員）松本桂子氏（東京女子体育大学）
気軽に運動のできる服装でおいでください。
シャワーの設備もあります。

臨海水泳講習会

千葉県保田海岸

●**とき**　七月十三日(土)～十四日(日)
●**ところ**　千葉県保田海岸
●**定員**　五〇名（先着順）
●**資格**　区内在住在勤（学生は除く）
●**参加費**　二、九〇〇円
●**申込み**　参加料を添えて社会教育課体育係まで申込んでください。

六月は特別区民税 都民税の納期

昭和四十九年度の特別区民税・都民税の納期はつぎのとおりです。

納期限までに区役所、出張所、金融機関で納入してください。

●**納期限**　第一期＝七月一日　第二期＝八月三十一日　第三期＝十月三十一日　第四期＝一月三十一日
●**報奨金**　第一期分を納めるときに第二期分から第四期分をいっしょに納めると、報奨金が支払われますが、郵便局で納めた場合は報奨金の支払いがおくれますので税務課課税第二係までご連絡ください。
●**口座振替**　納期ごとに自動的に納税できる口座振替制度をご利用ください。手続きは金融機関の窓口でもできます。
●**問合せ**　納税通知書に不審な点があるときは、納期内に税務課課税第一係まで問合せてください。

「わたしの便利帳」の訂正

'73「わたしの便利帳」65ページ千代田都税事務所の電話番号261－二一四一は262－二一四一の誤りでした。お詫びして訂正します。

七月の老人のつどい

富士見出張所地区……三日
富士見福祉会館
番町出張所地区……八日
番町区民会館老人娯楽室
神保町出張所地区……九日
神保町区民会館老人娯楽室
神田公園出張所地区……二十日
神田公園区民会館老人娯楽室
和泉橋出張所地区……二十日
和泉橋区民会館区民集会室
万世橋出張所地区……十七日
万世橋区民会館老人娯楽室
時間は、いずれの場合も午後一時三十分から四時までです。

七月の野外こども会

一日　三崎町(児)　堀留北(児)
二日　北の丸公園　築土神社
三日　錦華公園　西神田公園
四日　富士見出張所下　東郷公園
五日　芳林(児)　神田公園
八日　平河町(児)　心法寺(児)
九日　佐久間公園　竜閑(児)
十日　神三(児)　三崎町(児)
十一日　淡路公園　錦町(児)
十二日　東郷公園　北の丸公園
時間は、いずれの会場も午後二時から、雨天、強風、光化学スモッグ注意報発令のときは中止
七月後半の日程は、七月五日号でお知らせします。

千代田荘（八月）の利用について

八月の千代田荘は、利用希望者がたいへんに多いため、申込者一人につき利用人数は**八名（二室）**までに制限させていただきます。

なお、八月分（七月一日抽せん）の申込みは千代田公会堂で行ないます。

児童館だより（七月）

●**西神田児童館**
七夕こども会
七月六日(土)　午後二時から
今年も七夕こども会が近ずきました。楽しい会にするためにみんなで準備しましょう。
●**神田児童館**
七夕こども会
七月六日(土)　午後二時から
人形劇（ペープサート）やクイズショウがあります。
●**富士見児童館**
二丁目広場のたなばた会
七月六日(土)　午後二時から
こども演芸会とクラブ発表（演劇クラブ）などがあります。

児童手当の現況届提出は六月二十九日までに

児童手当を受けているひとは、毎年六月に現況届を出してもらうことになっています。

いままで児童手当を受けていたひとには、係から連絡してありますが、まだ出していないひとは六月二十九日までに出して下さい。

なお、昭和四十九年度の児童手当の所得限度額は表のとおりですが、いままで児童手当を受けられなかったひとで、昭和四十八年中の所得が限度額内のひとは、受給資格がありますので申請してください。

所得限度額表

扶養親族数	所得限度額
0 人	1,941,625 円
1	2,096,625
2	2,251,625
3	2,406,625
4	2,561,625
5	2,716,625
6	2,871,625
7	3,026,625
8	3,181,625

保育料に補助金

区では幼稚園教育の普及を図るため、補助金を差上げています。対象はつぎに該当する家庭です。まだ、手続を済ませていないご家庭は幼稚園をとおして至急手続きしてください。

●該当する家庭

①生活保護を受けている家庭

②昭和四十九年度の特別区民税の所得割額が二万円以下の家庭

問合せは教育委員会学務課学務係か総務課総務係まで

〝緑の羽根〟募金額

二十四万五〇八三円

ご協力ありがとうございました

青い羽根募金にご協力を

七月一日～三十一日

今年も青い羽根募金が七月一日から三十一日まで行なわれます。

この募金は、水難事故救助のための施設建設や事業の資金となります。ご協力をお願いします。

「区のおしらせ」点字版をさしあげます

区では、目の不自由なひとのために、「区のおしらせ」の点字版を無料でお送りしています。

家族の方や知人の方で、この点字版を希望するひとがありましたら、係まで連絡してください。

連絡先 福祉課厚生係

23 氾濫原を市街地に

山の手台地のひとつ本郷台地が南北に半島状につきでて、平川に面している高台をその昔神田山と呼んでいました。

また神田山と相対していた江戸城の台地は麹町台地と呼ばれその間の谷は大部分沼地や池のような状態でした。現在の飯田橋、三崎町、西神田、九段下、錦町、神保町、一ツ橋一帯がこの谷の部分にあたります。

この谷が開発されたのは家康が入府してからのことです。

最初、旧領国から集まってくる家臣は番町、麹町に宅地を割り当てられましたが、当然それだけでは収容しきれなくなり、江戸城北部の要地小川町が宅地として割り当てられるようになったからです。

小川町に宅地を割り当てられたのは比較的大身の旗本でした。というのは、この地が沼のような状態だったため、宅地化の費用がかさんだからです。

また、幕府は元和二年（一六一六年）五月、現在みられるように飯田橋から真東に神田台を掘割り御茶の水、柳橋から隅田川に至る河流につけかえています。

この工事のもつ意味は、江戸城北部の防備力の強化のほか、江戸川＝平川の洪水の影響が直接本城や日本橋方面に及ぶのを防止することにもありました。また、この頃から江戸の場末だった神田台、牛込方面にも交通路の整備が必要になってきたこともあげられます。

元和二年家康が駿府城で死亡し「駿府詰」の家臣が江戸に帰ってくるようになると、丁度、掘割工事で新しく開発されていた神田台をそれらの人々の宅地に割当ています。

そして新しく堀られた水路の南の高台一円を旗本をはじめ、観世太夫一座や鷹匠、御台所衆などの宅地に与えています。

このように神田台には駿府詰の人々が集中して住むようになり、神田台を駿河台と呼ぶようになりました。また現在も猿楽町という町名が残っているように観世太夫の邸や鷹匠町・同朋町などもできています。

以来、駿河台は番町・麹町とならんで江戸時代を通じて旗本集団の宅地となり明治維新を迎えたのです。

江戸時代の水道橋，文字どおり水道専用の橋だったのです。
（江戸名所図絵より）